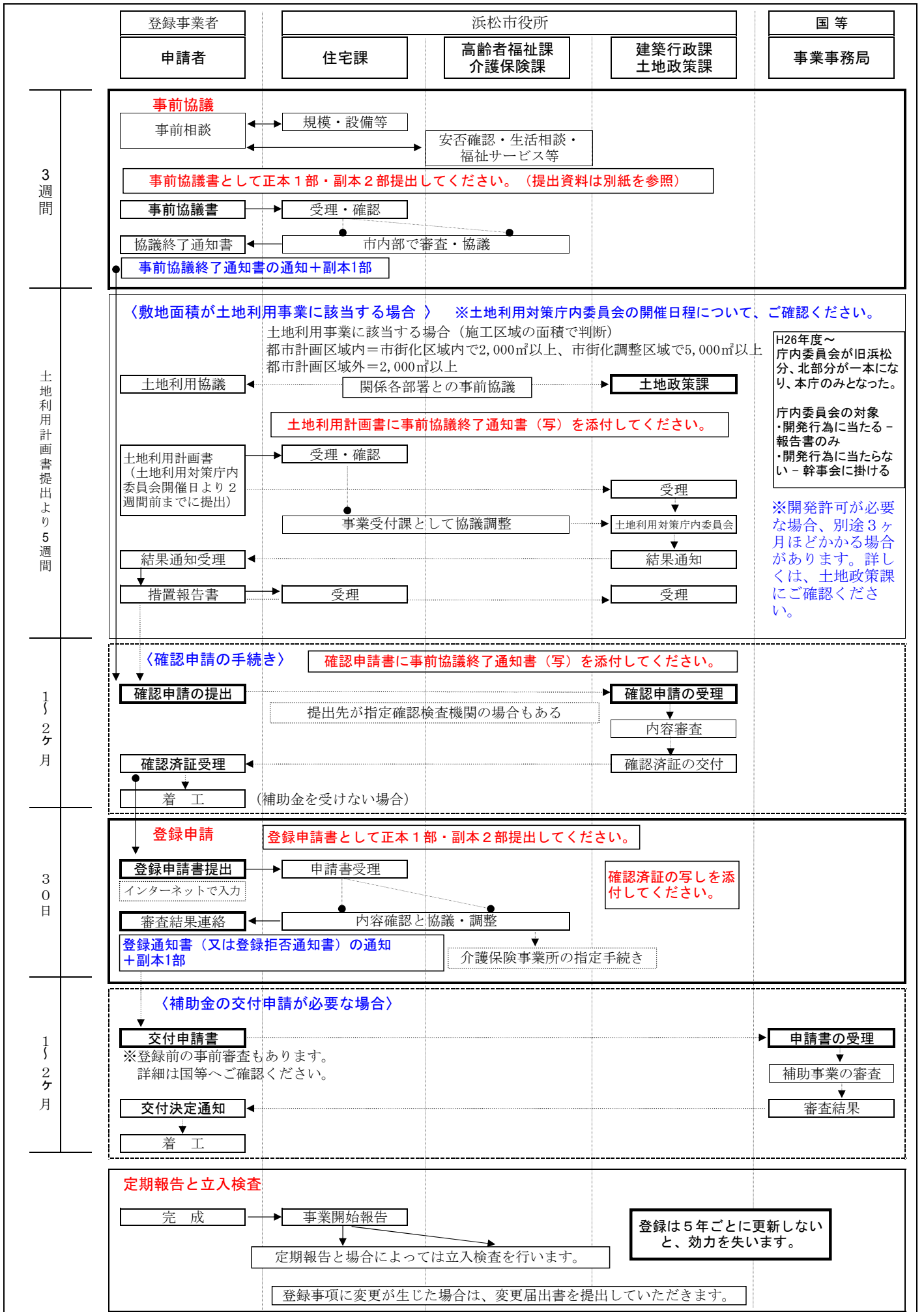


浜松市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係るフロー



H26年度～
庁内委員会が旧浜松分、北部分が一本になり、本庁のみとなった。

庁内委員会の対象
・開発行為に当たる - 報告書のみ
・開発行為に当たらない - 幹事に掛ける

※開発許可が必要な場合、別途3ヶ月ほどかかる場合があります。詳しくは、土地政策課にご確認ください。